

○建築基準法施行令第七十九条第一項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の部材及び同令第七十九条の三第一項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法を定める件

(平成十三年八月二十一日)

(国土交通省告示第千三百七十二号)

改正 平成一七年 六月 一日国土交通省告示第 五六七号

同 一九年 九月二七日同 第一二三三号

同 二七年 一月二九日同 第一八四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十九条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定を適用しないプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材の構造方法及び同令第七十九条の三第二項の規定に基づき、同条第一項の規定を適用しないプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材の構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令第七十九条第一項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の部材及び同令第七十九条の三第一項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第七十九条第一項の規定（令第三百三十九条から令第四百二十二条までの規定において準用する場合を含む。）を適用しない鉄筋コンクリート造の部材及び令第七十九条の三第一項の規定（令第三百三十九条から令第四百一条までの規定において準用する場合を含む。）を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法は、次に定めるところによるものとする。

1 令第七十九条第一項の規定を適用しないプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材及び令第七十九条の三第一項の規定を適用しないプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材は、次に掲げるものとする。

一 プレキャスト鉄筋コンクリート又はプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材で、地階を除く階数が三以下の建築物の基礎ぐい以外の部分又は擁壁に用いられるものであり、その構造が次のイからニまでに定める基準に適合しているもの又は当該基準と同等以上の耐久性を確保するために必要なタイル貼り、モルタル塗りその他の措置が講じられており、鉄筋に対するコンクリートの付着割裂についてニ (2) (i) から (iii) までに定めるいずれかの構造計算によって安全であることが確かめられたもの

イ コンクリートの設計基準強度が一平方ミリメートルにつき三十ニュートン以上であること。

ロ コンクリートに使用するセメントの品質が日本工業規格（以下「JIS」という。）

R五二一〇（ポルトランドセメント）一二〇〇三に適合するものとし、単位セメント

量が一立方メートルにつき三百キログラム以上であること。

ハ 耐久性上支障のあるひび割れその他の損傷がないものであること。

ニ かぶり厚さが次に定める基準に適合していること。

(1) 耐力壁以外の間仕切壁の鉄筋に対するかぶり厚さにあつては、一センチメートル以上であること。

(2) 耐力壁以外の間仕切壁以外の部材にあつては、令第七十九条第一項に定めるかぶり厚さの数値（鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄骨に対するかぶり厚さにあつては、令第七十九条の三第一項に定める数値）であること。ただし、鉄筋に対するコンクリートの付着割裂について (i) から (iii) までに定めるいずれかの構造計算によって安全であることが確かめられた場合においては、プレキャスト鉄筋コンクリート造で造られた部材の鉄筋に対するかぶり厚さは耐力壁、柱又ははりにあつては二センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては三センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて四センチメートル以上、プレキャスト鉄骨鉄筋コンクリート造で造られた部材の鉄骨に対するかぶり厚さは四センチメートル以上とすることができる。

(i) 次に定める構造計算を行い安全であることが確かめられた場合

(一) 令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行うこと。

(二) 鉄筋のコンクリートに対する付着部分に生ずる力を次の表に掲げる式によって計算し、当該部分に生ずる力が、それぞれ令第三章第八節第四款の規定による材料強度によって計算した当該部分の耐力を超えないことを確かめること。

荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備考
積雪時	$G+P+1.4S$	$G+P+1.4S$	
暴風時	$G+P+1.6W$	$G+P+1.6W$	建築物の転倒、柱の引抜き等を検討する場合においては、Pについては、建築物の実況に応じて積載荷重を減らした数値によるものとする。
		$G+P+0.35S+1.6W$	

地震時	$G+P+K$	$G+P+0.35S+K$	
この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。			
G	令第八十四条に規定する固定荷重によって生ずる力		
P	令第八十五条に規定する積載荷重によって生ずる力		
S	令第八十六条に規定する積雪荷重によって生ずる力		
W	令第八十七条に規定する風圧力によって生ずる力		
K	令第八十八条に規定する地震力によって生ずる力（標準せん断力係数を一・〇以上とする。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該部材を含む階の ^{じん} 靱性を適切に評価して計算をすることができる場合においては、標準せん断力係数を当該計算により得られた数値（当該数値が〇・三未満のときは〇・三）とすることができる。）		

(ii) 令第八十一条第二項第一号ロに規定する構造計算を行った場合

(iii) 建築基準法第二十条第一項第一号の規定により国土交通大臣の認定を受けた場合

二 プレキャスト鉄筋コンクリートで造られた基礎ぐいで、その構造が次のいずれかに該当するもの

イ JIS A五三七二(プレキャスト鉄筋コンクリート製品)一二〇〇四 附属書六 鉄筋コンクリートくい

ロ JIS A五三七三(プレキャストプレストレストコンクリート製品)一二〇〇四 附属書五 プレストレストコンクリートくい

ハ イ又はロと同等以上の品質を有するもの

三 令百三十八条第一項第二号に掲げるもので、その構造がJIS A五三七三(プレキャストプレストレストコンクリート製品)一二〇〇四 附属書一 ポール類に適合するもの(鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを十五ミリメートル以上としたものに限る。)

2 コンクリートに加えてコンクリート以外の材料を使用する部材の構造方法は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 コンクリート以外の材料にあつては、次に掲げる基準に適合するポリマーセメントモルタル又はこれと同等以上の品質を有するエポキシ樹脂モルタル(ただし、ロ(1)の曲げ強さにあつては、一平方ミリメートルにつき十ニュートン以上とする。)を用いること。

イ JIS A六二〇三(セメント混和用ポリマーディスパージョン及び再乳化形粉末樹脂)一二〇〇〇に適合するセメント混和用ポリマー又はこれと同等以上の品質(不揮発分及び揮発分に係る品質を除く。)を有するものであること。

ロ JIS A一七ー (ポリマーセメントモルタルの試験方法) 一〇〇〇に規定する試験によって、次に掲げる試験の種類ごとに、それぞれ (1) から (4) までに掲げる強さの数値以上であることが確かめられたものであること。

- (1) 曲げ強さ 一平方ミリメートルにつき六ニュートン
- (2) 圧縮強さ 一平方ミリメートルにつき二十ニュートン
- (3) 接着強さ 一平方ミリメートルにつき一ニュートン
- (4) 接着耐久性 一平方ミリメートルにつき一ニュートン

二 鉄筋に対するかぶり厚さ (前号に規定する材料の部分の厚さを含む。以下この号において同じ。) が令第七十九条第一項に規定するかぶり厚さの数値以上であり、鉄骨に対するかぶり厚さが令第七十九条の三第一項に規定する数値以上であること。

三 第一号に規定する材料の付着及び充てんに際し、コンクリート、鉄筋及び鉄骨の表面に汚れ、さび等がないものとし、水、空気、酸又は塩により腐食するおそれのある部分には、有効なさび止め又は防腐のための措置を講ずるものとする。

四 耐久性上支障のあるひび割れその他の損傷のないものとする。

五 第一号に規定する材料の部分を除いた部材又は架構の構造耐力が、令第七十九条第一項 (令第三百三十九条から令第四百二十二条までの規定において準用する部分を含む。) 又は令第七十九条の三第一項 (令第三百三十九条から令第四百一条までの規定において準用する場合を含む。) に規定するコンクリートのかぶり厚さによる場合よりも著しく低下しないものであること。

附 則 (平成一七年六月一日国土交通省告示第五六七号)

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年一月二九日国土交通省告示第一八四号)

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。